

多様なこどもたちへの支援の充実

(第1回会議:特別な支援を必要とするこどもたちへの支援)

1 要旨

こどもたちを取り巻く環境やこどもたちの多様性が顕著化する中、静岡市においても、障がい、日本語指導の必要性、家庭環境(経済的困窮等)、不登校といった様々な背景や状況にある「多様なこどもたち」が存在し、それぞれの状況に応じた配慮や支援が必要となっており、そのニーズは多様化・複雑化している。

国の次期学習指導要領において、大きな方向性の一つとして「多様性の包摂」が示されており、静岡市においても、一人ひとりのこどもが安心して学ぶことのできる包摂性の高い教育環境を整え、多様性を認め合いながら学ぶことのできる社会の実現を目指している。

こうした中で、障がいや発達特性により、特別支援学級や通級指導教室を利用する「特別な支援を必要とするこどもたち※」は、年々増加しており、一人ひとりのニーズに応じた支援の充実や、学齢期から卒業後を見据えた切れ目のない支援、教育委員会と市長部局が連携した支援体制の充実が重要となっている。

また、特別な支援を必要とするこどもたち以外にも、家庭の経済状況等によって学習や生活に困難を抱えるこどもたちや、増加傾向にある外国にルーツを持ち、日本語指導を必要とするこどもたちなど、様々な背景から支援を必要とするこどもたちが存在する。このため、多様なこどもたちへの支援の充実に向けては、それぞれの背景や特性に応じたきめ細やかな検討が必要となる。

このことから、今年度の総合教育会議は、2回の会議において焦点を分けて議論することとし、第1回会議で「多様なこどもたち」のうち、「特別な支援を必要とするこどもたち」に焦点を当て、現状や課題を整理し、今後の方向性について議論する。また、第2回会議では、「その他の背景(日本語指導の必要性、家庭環境(経済的困窮等)、不登校)により支援が必要なこどもたち」に焦点を当て、現状や課題を整理し、今後の方向性について議論する。

※ 本会議における「特別な支援を必要とするこどもたち」とは、アセスメント等に基づき、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒に加え、通常の学級に在籍しながらも、特別支援学級や通級による指導の対象となる児童生徒と同程度の支援を必要とする児童生徒を指す。

2 現状と課題

(1) 静岡市の目指す方向性

静岡市教育大綱では、「誰一人取り残されず、全ての人の可能性が引き出される」ことを基本方針に掲げ、一人ひとりの状況に応じた教育環境を整え、多様性を認め合いながら学ぶことのできる社会の実現を目指している。

また、国においても、次期学習指導要領の改訂に向け、「生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、自らの人生を舵取りすることができる民主的で持続可能な社会の創り手をみんなで育む」ことを大きな方向性として示している。

こうした理念を踏まえ、特別な支援を必要とするこどもたちが、一人ひとりのニーズに応じた支援を受けながら、通常の学級を含めたそれぞれの学びの場において、自立と社会参加に必要な力を身に付け、生涯にわたって主体的に学び、活躍していけることを目指す。

○静岡市教育大綱(2024 年 11 月)

5 基本理念

多種多様な学びと地域の教育力を通じて、一人ひとりが心豊かで幸せを感じられる人生を送ることができる基礎を作るとともに、持続可能な社会を支える人を育てる。

6 基本方針・重点的な取組

基本方針1「誰一人取り残されず、全ての人の可能性が引き出される」

(趣旨)

一人ひとりの幸福感を高めるためには、全ての市民に学びの機会が保証されるとともに、多様な人材が参画し、活躍できる社会を実現する必要があります。その実現に向け、性別・年齢・国籍等の違い、性的マイノリティの存在、障がいの有無などの多様性を認め、他者の考えや価値観を認め合うことのできる教育環境を、個々の状況に応じて整えることで、一人ひとりが自らの目標をもって、学びに取り組むことができるようになります。(略)

○教育課程企画特別部会における論点整理について(報告)(中央教育審議会教育課程企画特別部会、2025 年9月)

第一章 次期学習指導要領に向けた基本的な考え方

1 改訂議論を貫く3つの方向性

● (略)次期学習指導要領に向けた今後の検討の基盤となる基本的な考え方として、以下を提起する。

生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、自らの人生を舵取りすることができる、民主的で持続可能な社会の創り手を「みんな」で育むため、

①「主体的・対話的で深い学び」の実装(Excellence)

②多様性の包摂(Equity)

③実現可能性の確保(Feasibility)

の3つの方向性を踏まえて議論を行う。(略)

(2)静岡市の現状

①学校教育における学びの場の種類

特別な支援を必要とするこどもたちの学齢期における学びの場は、次のとおりである。

種類	内容
通常学級	小学校、中学校、高等学校において、通常の教育課程に基づく指導を行う学級。近年では、特別な支援を必要とする児童生徒も在籍しており、一人ひとりのニーズに応じた配慮や支援を行いながら学習を進めている。
通級指導教室	小学校、中学校、高等学校において、通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障がいに応じた特別の指導を行う指導形態。
特別支援学級	小学校、中学校において以下に示す障がいのある児童生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するために個別に特別な教育課程を構成し、指導している学級。
特別支援学校 (県立・静大附属)	障がいのある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けること目的とする学校。

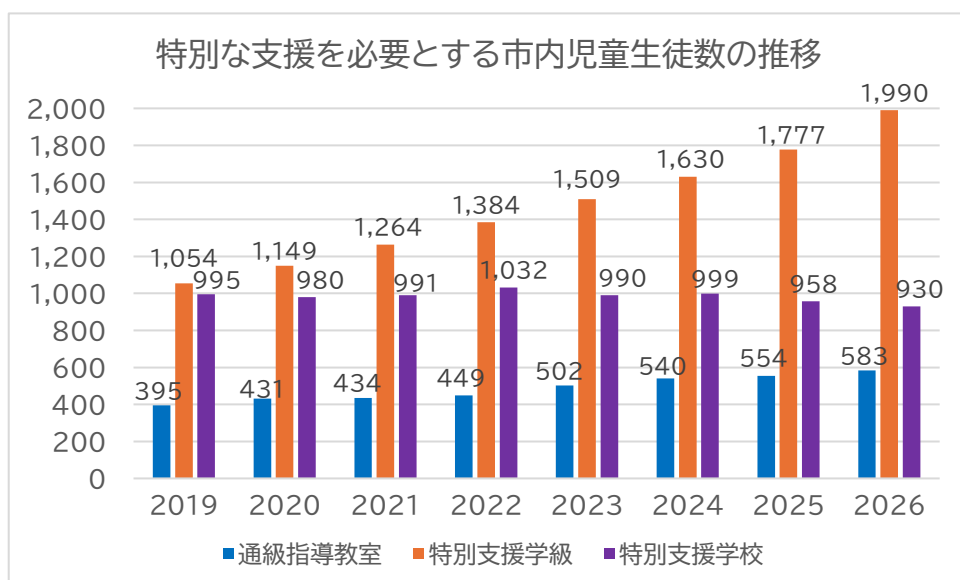
②学校教育における学びの場と利用する児童生徒数の推移

ア 全体の推移

特別な支援を必要とするこどもたちの学齢期における学びの場には、通常学級のほか、特別支援学級、通級指導教室及び特別支援学校があり、それぞれのニーズに応じた支援が行われている。静岡市の児童生徒数は、2019 年度から 2026 年度の8年間で約 6,300 人(2019 年度比▲13.4%)減少している一方、通級指導教室の利用児童生徒数は約 1.5 倍(395 人→583人)、特別支援学級の在籍児童生徒数は約 1.9 倍(1,054 人→1,990 人)に増加している。

通級指導教室は、設置学校数が約 1.4 倍(11 校→15 校)、利用児童生徒数が約 1.5 倍(395 人→583人)に増加している。特別支援学級は、2019 年度から 2026 年度にかけて、学級数が約 1.8 倍(196 学級→351 学級)、在籍児童生徒数が約 1.9 倍(1,054 人→1,990 人)に増加している。一方、特別支援学校は学校数が 8 校で横ばいであるが、在籍児童生徒数は約 0.9 倍(995 人→930 人)となっている。

年	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
市内児童生徒数	47,030	46,221	45,771	45,077	44,216	43,299	42,026	40,739
通級指 導教室	設置学校数	11	11	11	12	13	14	15
	児童生徒数	395	431	434	449	502	540	583
特別支 援学級	学級数	196	206	223	252	276	293	351
	児童生徒数	1,054	1,149	1,264	1,384	1,509	1,630	1,990
特別支 援学校	学校数	8	8	8	8	8	8	8
	児童生徒数	995	980	991	1,032	990	999	930

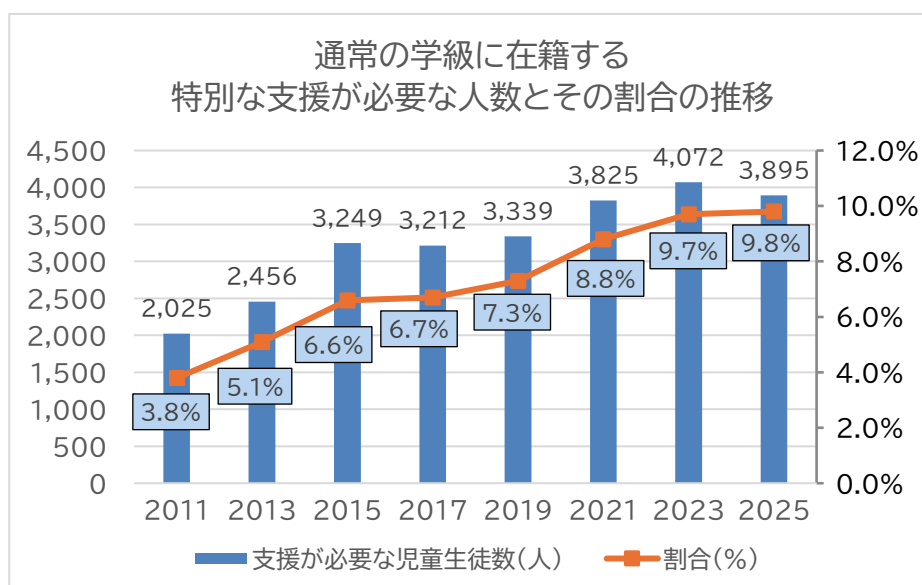


○通級指導教室:利用児童生徒数は約 1.5 倍(395 人→583 人)に増加
 ○特別支援学級:在籍児童生徒数は約 1.9 倍(1,054 人→1,990 人)に増加
 ○特別支援学校:在籍児童生徒数は微減(995 人→930 人)

出典:特別支援学級・通級指導教室 … 静岡市特別支援教育センター調査
 特別支援学校 … 静岡市の教育

イ 通常の学級に在籍しながら特別な支援を必要とするこどもたちの推移

通常の学級に在籍しながら特別な支援を必要とする児童生徒も増加している。文部科学省が全国を対象に実施した調査では、その割合は 2011 年度の 6.5%から 2021 年度には 8.8%へと増加している(+2.3%)。これに対し、静岡市調査では 2011 年度の 3.8%から 2021 年度には 8.8%へと増加し、全国を上回る増加幅(+5.0%)となっている。さらに 2025 年度には 9.8%まで増加しており、1学級を 35 人と想定した場合、1学級当たり約 3～4人が特別な支援を必要とする状況となっている。



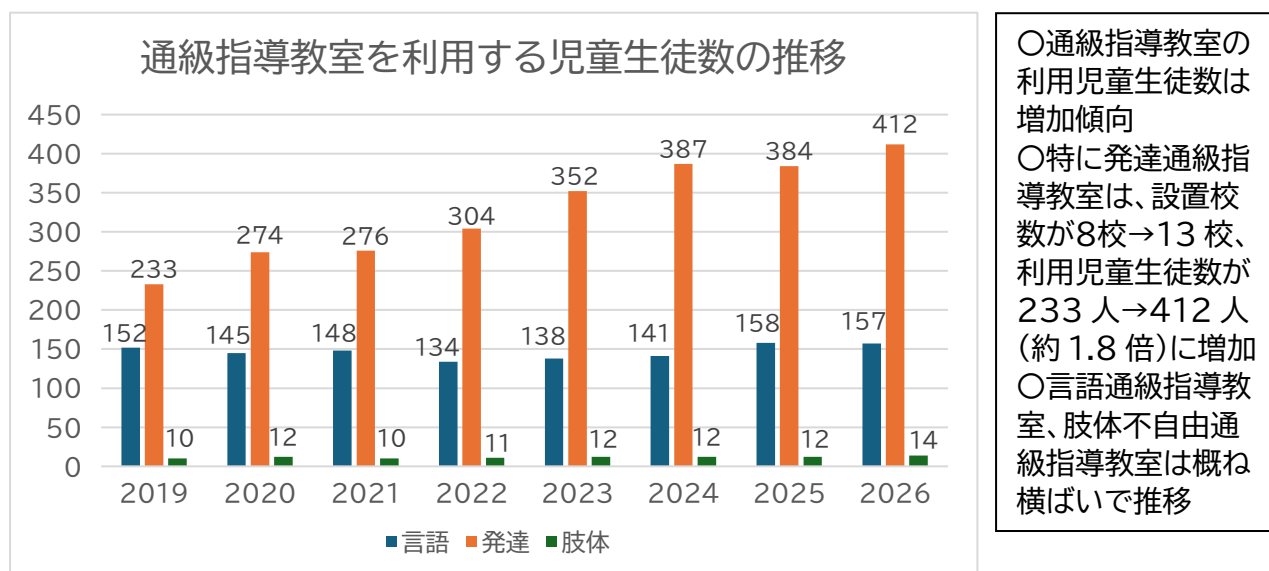
○通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の割合は増加
 ○2011 年度の 2,025 人(3.8%)から 2025 年度には 3,895 人(9.8%)へ増加
 ○1学級あたり約 3～4人が該当する状況

出典:静岡市特別支援教育センター調査(2年に1回実施)

ウ 通級指導教室の推移

静岡市では、通級指導教室として「言語」「発達」「肢体不自由」(※)の3種類を設置している。通級指導教室の内訳でみると、2019 年度から 2026 年度にかけて、言語通級指導教室の設置校数が5校から6校、利用児童生徒数は 152 人から 157 人と概ね横ばいで推移している。一方、発達通級指導教室は、設置校数が8校から 13 校、利用児童生徒数が 233 人から 412 人(約 1.8 倍)に増加しており、近年の通級による指導の利用者増加は、発達通級指導教室の伸びが大きく影響している。また、肢体不自由通級指導教室は、設置校数が1校から1校、利用児童生徒数は 10 人から 14 人と概ね横ばいとなっている。

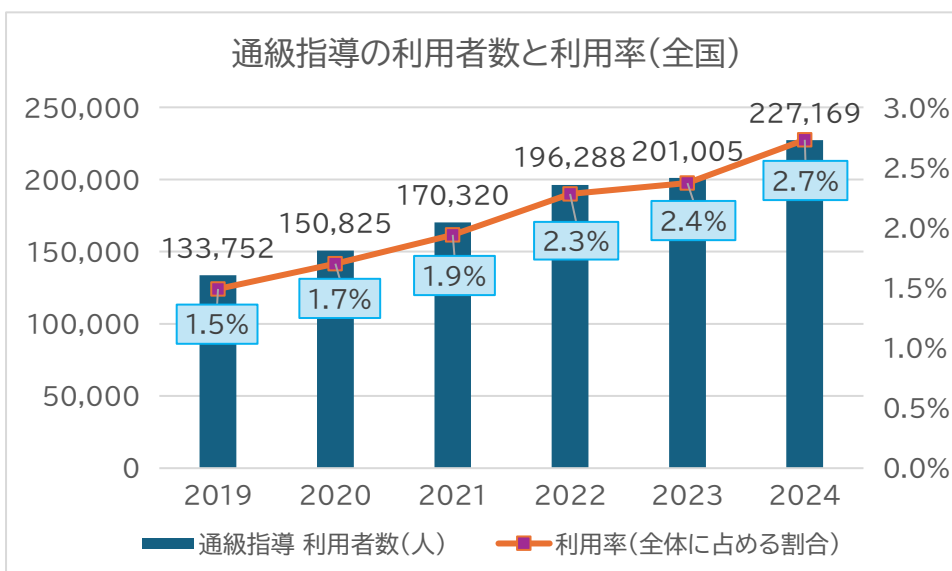
年		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
言語	設置校数	5	5	5	5	6	6	6	6
	利用者数	152	145	148	134	138	141	158	157
発達	設置校数	8	9	9	10	11	11	12	13
	利用者数	233	274	276	304	352	387	384	412
肢体	設置校数	1	1	1	1	1	1	1	1
	利用者数	10	12	10	11	12	12	12	14
合計	設置校数	14	15	15	16	18	18	19	20
	利用者数	395	431	434	449	502	540	554	583



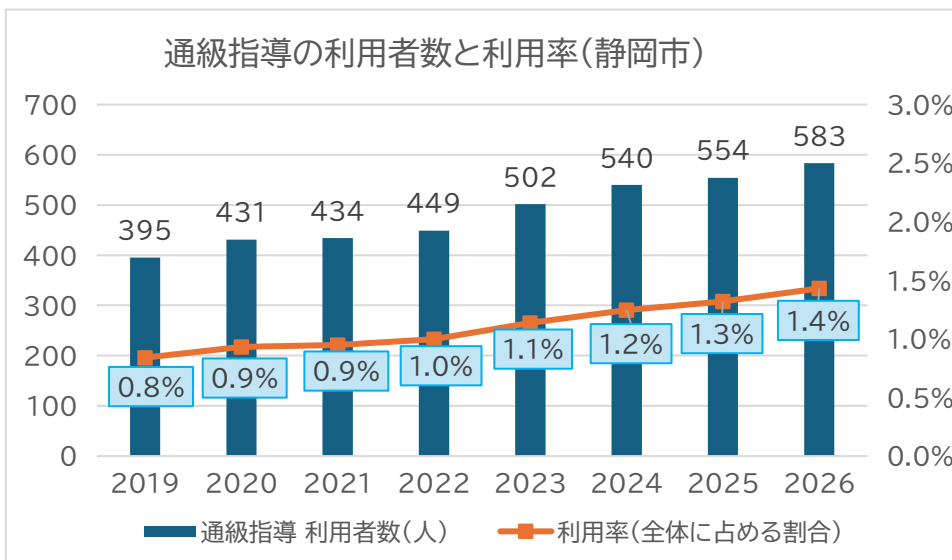
出典：静岡市特別支援教育センター調査

通級指導を利用している児童生徒は、全国、静岡市ともに年々増加している。全国では、2019 年度の 133,752 人から 2024 年度には 227,169 人へ増加し、約 1.7 倍となっている。一方、静岡市では、2019 年度の 395 人から 2026 年度には 583 人へ増加し、約 1.5 倍となっている。静岡市においても、通級指導の利用者数・利用率は増加傾向にあるものの、全国の最新データである 2024 年度の利用率(全児童生徒数に占める割合)が 2.7%であるのに対し、静岡市では 2026 年度においても 1.4%にとどまっており、全国と比較して通級指導の利用率に大きな差が生じている。

年		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
全 国	利用者数	133,752	150,825	170,320	196,288	201,005	227,169	—	—
	利用率	1.5%	1.7%	1.9%	2.3%	2.4%	2.7%	—	—
静 岡 市	利用者数	395	431	434	449	502	540	554	583
	利用率	0.8%	0.9%	0.9%	1.0%	1.1%	1.2%	1.3%	1.4%



○通級指導を受けている児童生徒数は、全国、静岡市ともに増加傾向
○全国では利用率が 2019 年度の 1.5%から 2024 年度には 2.7%へ増加する一方、静岡市では 2019 年度の 0.8%から 2026 年度には 1.4%へ増加
○静岡市の利用率は増加傾向にあるものの、全国の 2024 年度 2.7%に対し、2026 年度でも 1.4%にとどまっており、全国との差が大きい

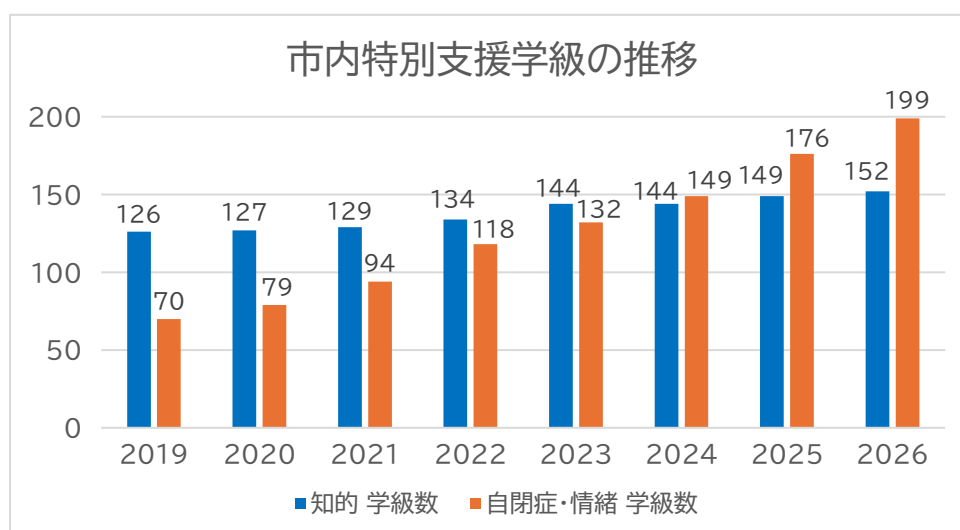


出典：静岡市特別支援教育センター調査

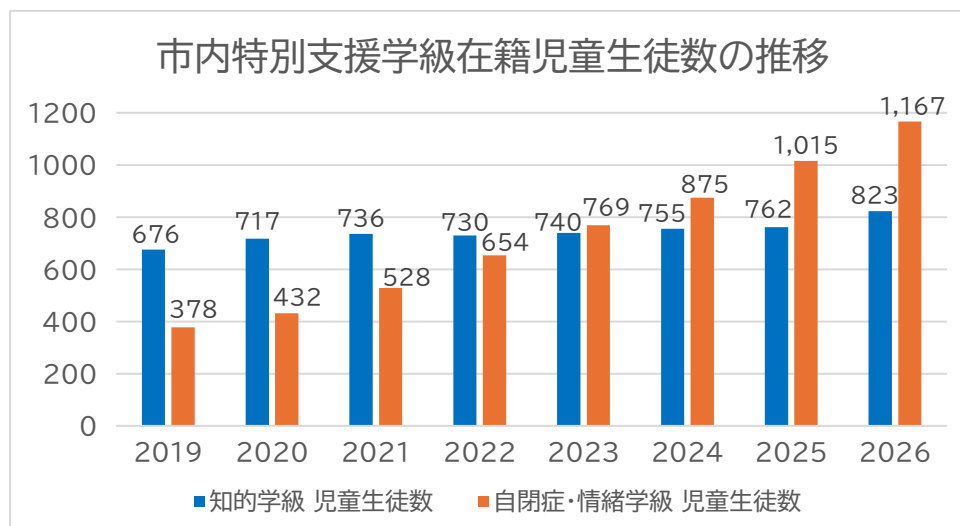
エ 特別支援学級の推移

静岡市では、特別支援学級として「知的障がい特別支援学級(以下「知的学級」という)」「自閉症・情緒障がい特別支援学級(以下「自閉症・情緒学級」という)」の2種類を設置している。特別支援学級の内訳でみると、2019 年度から 2026 年度にかけて、知的学級は学級数が約 1.2 倍(126 学級→152 学級)、在籍児童生徒数が約 1.2 倍(676 人→823 人)と緩やかな増加となっている。一方、自閉症・情緒学級は、学級数が約 2.8 倍(70 学級→199 学級)、在籍児童生徒数が約 3.1 倍(378 人→1,167 人)と大幅に増加しており、近年の特別支援学級の増加は、自閉症・情緒学級の伸びが大きく影響している。

年		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
知的	学級数	126	127	129	134	144	144	149	152
	児童生徒数	676	717	736	730	740	755	762	823
自閉症・ 情緒	学級数	70	79	94	118	132	149	176	199
	児童生徒数	378	432	528	654	769	875	1,015	1,167
合計	学級数	196	206	223	252	276	293	325	351
	児童生徒数	1,054	1,149	1,264	1,384	1,509	1,630	1,777	1,990



○特別支援学級の在籍児童生徒数は大幅に増加
 ○知的学級は、在籍児童生徒数が約 1.2 倍(676 人→823 人)と緩やかに増加
 ○自閉症・情緒学級は、在籍児童生徒数が約 3.1 倍(378 人→1,167 人)に増加し、特別支援学級全体の増加を牽引

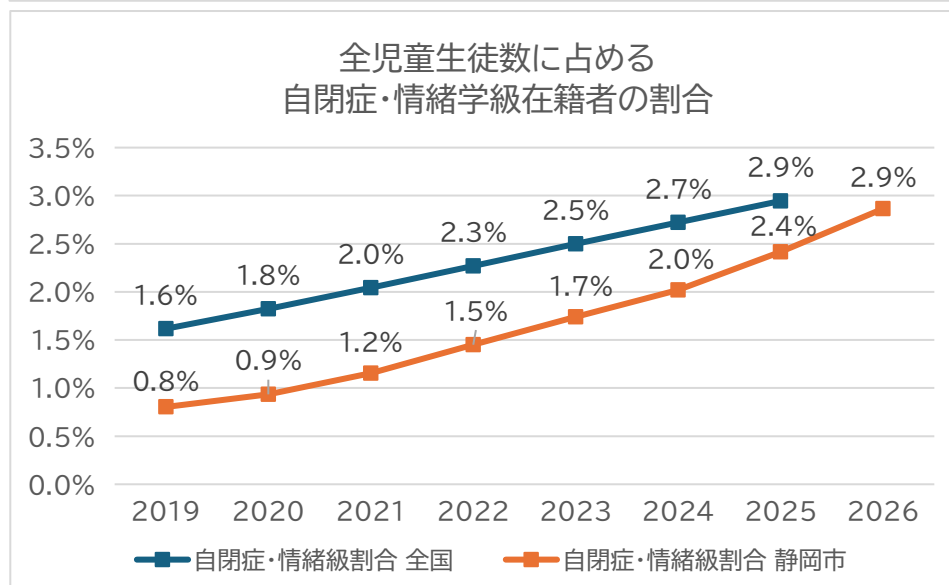
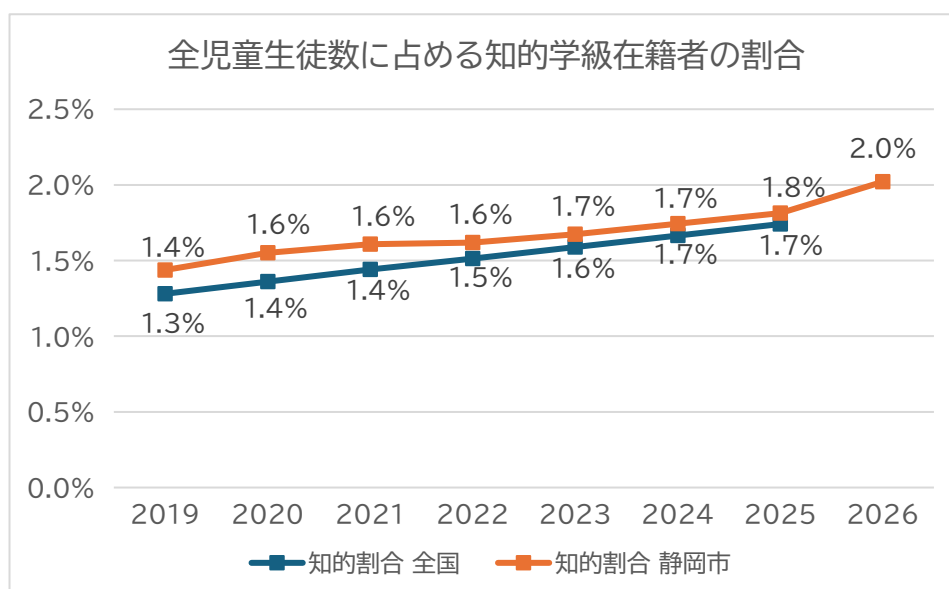


○特別支援学級数は増加傾向
 ○知的学級は、学級数が約 1.2 倍(126 学級→152 学級)と緩やかに増加
 ○自閉症・情緒学級は、学級数が約 2.8 倍(70 学級→199 学級)に増加し、特別支援学級全体の増加を牽引

出典：静岡市特別支援教育センター調査

特別支援学級に在籍する児童生徒の「全児童生徒数に占める割合(在籍割合)」は、全国、静岡市ともに増加している。知的学級では、全児童生徒数に占める割合が、全国では 2019 年度の 1.3%から 2025 年度には 1.7%へ増加しているのに対し、静岡市では 1.4%から 2026 年度には 2.0%へ増加している(+0.6%)。また、自閉症・情緒学級では、全国では 2019 年度の 1.6%から 2025 年度には 2.9%へ増加する一方、静岡市では 0.8%から 2026 年度には 2.9%へ増加している(+2.1%)。特に静岡市の自閉症・情緒学級は、全児童生徒数に占める在籍割合の増加幅が全国を上回っている。

年		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
全国 知的	在籍者数	114,832	120,490	126,110	130,500	134,800	138,500	141,800	—
	割合	1.3%	1.4%	1.4%	1.5%	1.6%	1.7%	1.7%	—
全国 自閉症・情緒	在籍者数	145,052	161,722	179,073	195,791	211,921	226,300	239,900	—
	割合	1.6%	1.8%	2.0%	2.3%	2.5%	2.7%	2.9%	—
静岡市 知的	在籍者数	676	717	736	730	740	755	762	823
	割合	1.4%	1.6%	1.6%	1.6%	1.7%	1.7%	1.8%	2.0%
静岡市 自閉症・情緒	在籍者数	378	432	528	654	769	875	1,015	1,167
	割合	0.8%	0.9%	1.2%	1.5%	1.7%	2.0%	2.4%	2.9%

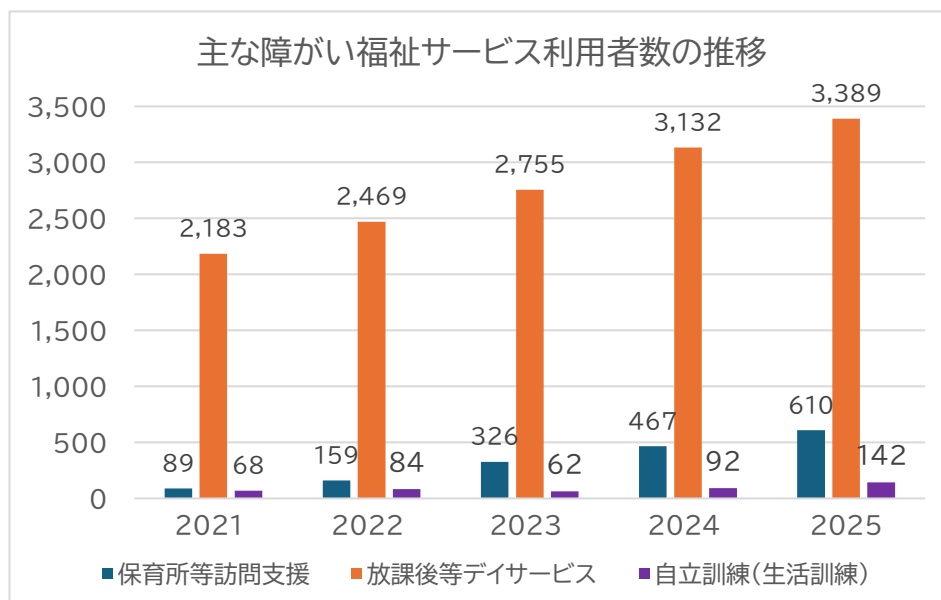


○特別支援学級に在籍する児童生徒の全児童生徒数に占める割合は、全国、静岡市ともに増加傾向
○知的学級の全児童生徒数に占める在籍割合は、全国が 1.3%→1.7% (2019 年度→2025 年度) に対し、静岡市は 1.4%→2.0% (2019 年度→2026 年度) に増加
○自閉症・情緒障害学級の全児童生徒数に占める在籍割合は、全国が 1.6%→2.9% (2019 年度→2025 年度) に対し、静岡市は 0.8%→2.9% (2019 年度→2026 年度) と大きく増加

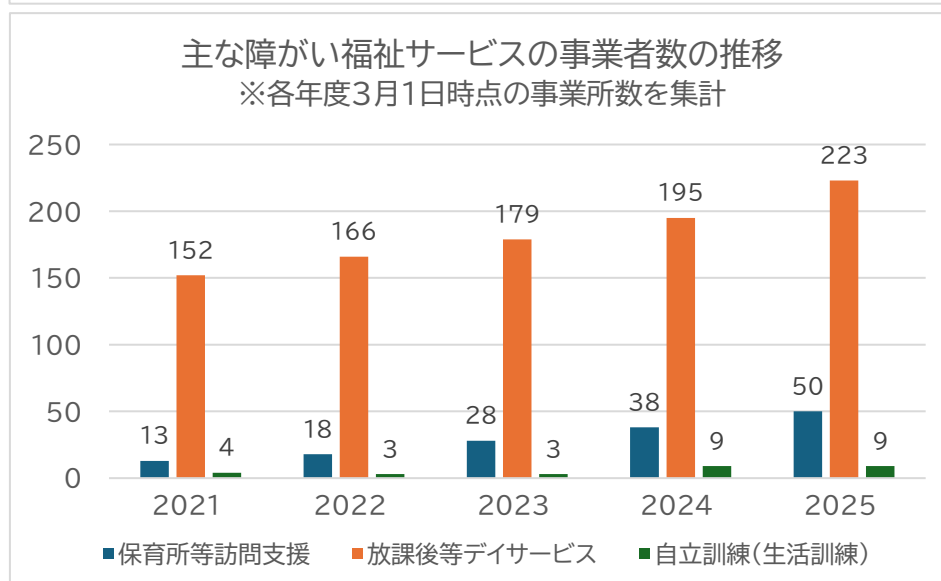
出典：
静岡市特別支援教育センター調査

③ 障がい福祉サービスの利用者数・事業者数の推移

特別な支援を必要とする子どもたちが利用する障がい福祉サービスについては、利用者数が増加傾向にあるとともに、サービスを提供する事業者数も増加している。特に、保育所等訪問支援や放課後等デイサービスでは、利用者数の増加に伴い事業者数も大きく増加しており、支援ニーズの高まりに対応して、サービスの提供体制が広がっていることがうかがえる。



○障がい福祉サービスの利用は全体的に増加傾向
 ○保育所等訪問支援は、89 人→610 人(約 6.9 倍)と大幅に増加
 ○放課後等デイサービスは、2,183 人→3,389 人(約 1.6 倍)に増加



○障がい福祉サービスの事業者数は全体的に増加傾向
 ○保育所等訪問支援は、13 事業者→50 事業者(約 3.8 倍)と大幅に増加
 ○放課後等デイサービスは、152 事業者→223 事業者(約 1.5 倍)に増加
 ○自立訓練(生活訓練)は、4 事業者→9 事業者(約 2.3 倍)に増加

出典：静岡市障害者支援推進課調査

(3)静岡市の課題

静岡市では、教育委員会及び市長部局がそれぞれの役割に応じて、特別な支援を必要とするこどもたちへの様々な取組を実施している。教育委員会では、通常の学級における支援や通級による指導、特別支援教育支援員の配置、就学相談・進路支援など、学齢期における一人ひとりニーズに応じた支援を行っている。また、市長部局では、放課後等デイサービスや相談支援、自立訓練、就労系サービスを実施する民間事業者の指定に加え、障がいのあるこどもやその家族への相談支援体制を整えるなど福祉分野から支えている。

特別な支援を必要とするこどもたちも、静岡市が目指す方向性である生涯にわたって主体的に社会とつながり、活躍していくためには、学齢期はもとより、卒業後の進学・就労・地域生活も見据え、一人ひとりのニーズに応じた支援のもと、自立と社会参加に必要な力を着実に育むことが重要である。

そのためには、①学齢期における学びの場において、拡大・多様化するニーズに応じたきめ細やかな支援が行われていること、②学齢期から卒業後のライフステージを通じて、支援方針や目指す姿が関係者間で共有され、切れ目なく支援がつながっていること、③保護者や地域社会の理解のもと、教育委員会、市長部局、学校、家庭、地域、民間事業者等が連携し、共に学び、共に育つことができる環境が整っていること、が必要である。

静岡市の現状を見ると、特別支援学級に在籍する児童生徒に加え、通常の学級に在籍しながら支援を必要とする児童生徒も増加傾向にあり、支援ニーズが拡大・多様化していることから、学びの場である学校における支援体制や学校以外での関係機関等による支援体制が十分対応できているかを検証し、その結果を踏まえて体制の充実・強化を図る必要がある。

また、教育委員会、市長部局、学校、家庭、相談支援機関等がそれぞれの役割に応じた取組を進めているものの、一人ひとりの支援方針や目指す姿を関係者間で共有し、ライフステージを通じて切れ目なく支援をつないでいく仕組みや、保護者・地域社会の理解促進を通じて特別な支援を必要とするこどもたちを社会全体で支える環境づくりなど、関係機関が一体となった支援体制の更なる充実が必要である。

3 協議の方向性

特別な支援を必要とするこどもたちが、将来にわたり主体的に社会とつながりながら生活し、生涯にわたって学び続けることができるよう、教育委員会と市長部局が目指す方向性について協議する。

協議の方向性 ①	【拡大・多様化する支援ニーズに対応した学校における支援の在り方】 特別な支援を必要とするこどもたちが増加する中、学校における学びの場や支援体制は、拡大・多様化する支援ニーズに十分対応できているか。また、一人ひとりのニーズを適切に把握し、それぞれに最も適した学びの場につなぐためには、今後どのような支援や体制の充実が必要か。 【協議の方向性に関連する静岡市の現在の主な取組】 ・就学等に向けたアセスメント・支援 ・特別支援教育支援員の配置による支援体制の強化 ・自閉症・情緒障がい特別支援学級における支援体制の強化 ・公認心理師等の巡回相談による学校、保護者への支援 ・通級指導教室による支援 ・支援計画の作成をサポートするアセスメントソフトの導入 ・特別支援学級と通常学級の交流及び共同学習の充実 ・特別支援教育にかかる教員研修の実施 ・共生教育推進コーディネーターによる学校訪問の実施
協議の方向性 ②	【学齢期から卒業後までを見据えた切れ目のない支援】 特別な支援を必要とするこどもたちが、卒業後の進学や就労、地域での生活も見据えながら、一人ひとりのニーズに応じて、生活する力、人と関わる力、社会とつながる力などを身に付け、自立と社会参加に向けて成長し続けられるよう、学齢期から卒業後まで一人ひとりの目指す姿や支援方針を関係者間で共有し、ライフステージを通じて切れ目なく支援をつないでいくためには、どのような支援や連携の仕組みが必要か。 【協議の方向性に関連する静岡市の現在の主な取組】 ・特別支援学級の生徒等を対象とした進路説明会・懇談会の開催 ・特別支援教育推進協議会による情報共有・連携強化 ・保育所等訪問支援 ・放課後等デイサービス ・自立訓練(生活訓練)
協議の方向性 ③	【地域全体で支える連携・共生の環境づくり】 教育委員会、市長部局、学校、家庭、地域、民間事業者等が、それぞれの役割を踏まえて連携するとともに、特別な支援を必要とするこどもたちへの理解を保護者や地域社会全体に広げ、共に学び、共に育つことのできる環境を充実させるためには、どのような取組が必要か。 【協議の方向性に関連する静岡市の現在の主な取組】 ・各障がい者相談支援センター ・静岡市発達障害者支援センター「きらり」の運営 ・発達障害者支援地域協議会の運営

※主な取組の詳細は第4章に記載

4 静岡市の現在の主な取組

静岡市の現在の主な取組は以下のとおりとなる。なお、主な取組は学齢期及び学齢期経過後に関わるものを中心に整理している。

(1) 取組の詳細(主に教育委員会)

【特別な支援を必要とするこどもたちへの直接的な支援】

① 就学等に向けたアセスメント・支援

(各小中学校(園含む)・特別支援教育センター、こども家庭福祉課)

対象年代	小学生(就学前児童含む)・中学生
目 的	児童生徒の特性やニーズを把握し、その能力を十分に発揮し、成長できる学びの場を適切に選択できるよう就学前から就学後まで支援を行う。
内 容	就学前のこどもについて、保護者からの相談を踏まえ、幼児期の情報を学校での支援につなげる。また、必要に応じて保護者の理解を得ながら医療機関への受診を勧め、その受診結果等を踏まえ、静岡市就学支援委員会において、医師や学識経験者等を交えて、こどもに適した就学場所(特別支援学級、通級指導教室など)を審議し、保護者との話し合いを重ねながら、就学場所を決定する。 なお、2026年度からは就学に向けた早期支援を強化するため、5歳児健診を開始している。 就学後は個別の教育支援計画を作成するなど、一人ひとりに応じた支援を行うとともに、こどもの状況や成長に応じて、就学場所の柔軟な見直し(例:通常学級から特別支援学級に変更)を行う。

② 特別支援教育支援員の配置による支援体制の強化(特別支援教育センター)

対象年代	小学生・中学生
目 的	特別支援教育支援員を各小中学校に配置することで、特別な支援を必要とする児童生徒が、安心して学び、生活できるようにすることを目指す。
内 容	特別な支援を必要とする児童生徒に対し、日常生活における困りごとへの支援や、学習活動への適切なサポート、児童生徒の安全確保等の支援を行う特別支援教育支援員を各小中学校へ配置する。

③ 自閉症・情緒障がい特別支援学級における支援体制の強化(特別支援教育センター)
(自閉症・情緒障害特別支援学級への非常勤講師の配置)

対象年代	小学生
目 的	多人数かつ複数学年が在籍する自閉症・情緒障害特別支援学級に非常勤講師を配置し、適切にサポートすることで、発達特性をもった児童が、落ち着いて学習に取り組み、学習内容の理解が進むことを目指す。
内 容	7人以上かつ4学年以上の児童が在籍している自閉症・情緒障害特別支援学級に、担任に加え、非常勤講師を配置し、分担して授業を行う。

④ 公認心理師等の巡回相談による学校、保護者への支援(特別支援教育センター)

対象年代	小学生・中学生
目 的	学校の要請により巡回相談を行うことで、特別な支援を必要とする児童生徒に対する学校の支援体制の強化及び保護者の適切なかわりの充実を目指す。
内 容	公認心理師や特別支援教育士の資格をもった巡回相談員が学校を訪問し、特別な支援を必要とする児童生徒のアセスメント及び具体的なアドバイスをを行う。また、より高度な専門性を必要とするケースについては、医師、学識経験者等を加えた、ケース検討会議において協議し、校内における支援や、他関係機関との連携等についての助言を行う。

⑤ 通級指導教室による支援(特別支援教育センター)

対象年代	小学生・中学生
目 的	通常の学級に在籍する児童生徒が、障がいによる学習上・生活上の困難を改善・克服し、自立と社会参加に向けて必要な力を身に付けられるよう支援する。
内 容	通常の学級で学びながら、週に数時間程度、障がいの特性に応じた個別又は小集団での指導を実施する。自立活動を中心に、コミュニケーション能力や社会性、学習上の困難への対応など、一人ひとりのニーズに応じた指導を行う。

⑥ 特別支援学級の生徒等を対象とした進路説明会・懇談会の開催(特別支援教育センター)

対象年代	中学生
目 的	特別支援学級の生徒が、卒業後の進路を主体的に選択・決定できるよう、情報収集できる場を提供する。
内 容	特別支援学級の生徒及び保護者を対象に進路説明会及び進路懇談会を開催する。

⑦ 支援計画の作成をサポートするアセスメントソフトの導入(特別支援教育センター)

対象年代	小学生・中学生
目 的	アセスメントソフトを活用することで、経験が浅い教員でも、支援が必要な児童生徒の行動背景を掴み、「個別の支援計画」を作成し、具体的な支援を実施することができるようにする。
内 容	支援が必要な児童生徒の特性(得意と苦手)を掴み、「個別の教育支援計画」作成をサポートするアセスメントソフトを導入する(2026 年度:試行中)

⑧ 特別支援学級と通常学級の交流及び共同学習の充実(学校教育課・特別支援教育センター)

対象年代	小学生・中学生
目 的	特別支援学級と通常学級との交流及び共同学習を多くの学校で実施することで、こどもたちが互いに理解し合いながら学ぶ環境づくりを行うとともに、特別支援教育の視点を通常学級の経営に活かしていく教員の実地研修の機会とする。
内 容	2026 年度研究指定により実施した西豊田小学校の好事例をガイドブック化し、市内各校において特別支援学級と通常学級の交流及び共同学習実施校を増やし、学校における包摂性を高める。

【学校・教員への支援】

⑨ 特別支援教育にかかる教員研修の実施(特別支援教育センター)

対象年代	小学生・中学生
目 的	全教員が、学級に多様な児童生徒が居ることを意識した学級経営を行うとともに、特別支援教育に係る専門性を高め、児童生徒が学びやすい環境を整える。
内 容	・教育のユニバーサルデザイン化にかかる研修の実施 ・特別支援教育コーディネーター養成講座の実施 ・新任特別支援教育担当教員研修の実施 など

⑩ 共生教育推進コーディネーターによる学校訪問の実施(特別支援教育センター)

対象年代	小学生・中学生
目 的	新任特別支援学級担任が安心して学級経営に取り組めるよう伴走支援を行ったり、学校からの養成を受けて訪問し、支援方法等のアドバイスを行うったりすることにより、校内の支援体制の強化を図る。
内 容	共生教育推進コーディネーターによる新任特別支援学級担任への伴走支援、および要請訪問を実施し、指導・助言を行う。

【相談・連携体制】**⑪ 特別支援教育推進協議会による情報共有・連携強化(特別支援教育センター)**

対象年代	小学生・中学生
目 的	福祉、教育、保健医療等の関係機関が連携し、特別な支援を必要とするこどもたちへの支援に関する情報を共有することにより、特別支援教育の推進を図り、地域で一貫した相談・支援を受けられる体制の構築を目指す。
内 容	協議会において、特別な支援を必要とするこどもたちへの支援に関する情報共有や課題の整理、関係機関の連携強化に向けた協議を行う。

(2)取組の詳細(主に市長部局)**【特別な支援を必要とするこどもたちへの直接支援】****① 保育所等訪問支援(民間事業者(障害者支援推進課が指定))**

対象年代	小学校・中学校・高校
目 的	障がい児が、保育所等の集団生活の場で安心して過ごし、他のこどもと共に成長できる環境を整える。
内 容	児童福祉法に基づく障害児通所支援の一つであり、静岡市の指定を受けた民間事業者が、保育所等の児童が集団生活を営む施設に通う障がい児に対して、保育所等での集団生活に適応するための専門的な支援や、その他必要な支援を行う。

② 放課後等デイサービス(民間事業者(障害者支援推進課が指定))

対象年代	小学校・中学校・高校												
目 的	障がい児が安心して自分らしく過ごせる居場所を提供し、多様な体験を通じて、生きる力や自立心を育む。												
内 容	児童福祉法に基づく障害児通所支援の一つであり、静岡市の指定を受けた民間事業者が、支援が必要と認められた就学中の障がい児に対し、事務所において、放課後や学校休業日に、生活能力の向上に必要な支援、遊び・余暇活動及び社会交流の機会を提供するとともに、家庭・学校・地域と連携して継続的に支援を行う。 <事業所における支援プログラム> 各事業所では、障がい児に対する支援を、次の表に示す5つの項目に細分化し、実施する具体的な支援内容を公表している。 障がい児及びその保護者は、公表された支援内容等を確認し、事業所ごとの特色を把握した上で、利用する事業所を選択している。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支援の項目</th><th>支援内容(参考例)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①健康・生活</td><td>手洗い、うがい、検温を習慣化する。 自分の荷物を整理整頓、管理できるようにする。</td></tr> <tr> <td>②運動・感覚</td><td>ストレッチ体操で柔軟性を高める。 粘土やスライムを使って感覚刺激を受ける機会をつくる。</td></tr> <tr> <td>③認知・行動</td><td>こだわり、偏食等に対する支援を行う。 スケジュールを視覚で分かるよう掲示する。</td></tr> <tr> <td>④言語・コミュニケーション</td><td>表情や身振り、文字等を用いたやりとりができるよう支援する。 文字や記号、絵カードなどを活用し、環境理解や意思の伝達を支援する。</td></tr> <tr> <td>⑤人間関係・社会性</td><td>集団遊びを通じて他者との対人関係、社会性を身につける。 公共施設等の利用体験を通じて、社会のルールを理解し行動できる力を身につける。</td></tr> </tbody> </table>	支援の項目	支援内容(参考例)	①健康・生活	手洗い、うがい、検温を習慣化する。 自分の荷物を整理整頓、管理できるようにする。	②運動・感覚	ストレッチ体操で柔軟性を高める。 粘土やスライムを使って感覚刺激を受ける機会をつくる。	③認知・行動	こだわり、偏食等に対する支援を行う。 スケジュールを視覚で分かるよう掲示する。	④言語・コミュニケーション	表情や身振り、文字等を用いたやりとりができるよう支援する。 文字や記号、絵カードなどを活用し、環境理解や意思の伝達を支援する。	⑤人間関係・社会性	集団遊びを通じて他者との対人関係、社会性を身につける。 公共施設等の利用体験を通じて、社会のルールを理解し行動できる力を身につける。
支援の項目	支援内容(参考例)												
①健康・生活	手洗い、うがい、検温を習慣化する。 自分の荷物を整理整頓、管理できるようにする。												
②運動・感覚	ストレッチ体操で柔軟性を高める。 粘土やスライムを使って感覚刺激を受ける機会をつくる。												
③認知・行動	こだわり、偏食等に対する支援を行う。 スケジュールを視覚で分かるよう掲示する。												
④言語・コミュニケーション	表情や身振り、文字等を用いたやりとりができるよう支援する。 文字や記号、絵カードなどを活用し、環境理解や意思の伝達を支援する。												
⑤人間関係・社会性	集団遊びを通じて他者との対人関係、社会性を身につける。 公共施設等の利用体験を通じて、社会のルールを理解し行動できる力を身につける。												

③ 自立訓練(生活訓練)(民間事業者(障害者支援推進課が指定))

対象年代	学齢期経過後
目 的	障がい者が入浴や排せつ及び食事等に関する訓練を受け、自立した日常生活を営むことができる状態を目指す。
内 容	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの一つであり、静岡市の指定を受けた民間事業者が、地域生活を営む上で一定の支援が必要な障がい者(原則 18 歳以上)に対して、民間の生活訓練事業所又は自宅において、入浴・排せつ・食事等の自立した日常生活に必要な訓練や、生活等に関する相談・助言を行う。

【相談・連携体制】

④ 各障がい者相談支援センターによる支援(民間事業所へ委託:障害福祉企画課・精神保健福祉課)

対象年代	全世代
目 的	障がいの種別や年齢を問わず、日常生活に困難を抱える方やその家族が身近な地域で相談でき、必要な支援につなげることができる状態を目指す。
内 容	各区の身体・知的・精神障がい者相談支援センター(計9か所)及び全市対応・重症心身障がい児者対応のセンターにおいて、障がい種別や年齢を問わず日常生活の相談に応じ、関係機関との連絡調整を行う。 2024 年度からは、個別相談への対応に加え、支援者への助言や研修、ネットワーク形成など支援者支援にも取り組んでいる。

⑤ 静岡市発達障害者支援センター「きらり」の運営(民間事業所へ委託:障害福祉企画課)

対象年代	全世代
目 的	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害等の発達障がいがある児(者)、又はその疑いがある児(者)(以下「発達障がいのある児(者)」という。)およびその家族が地域の中で安心して生活が送れるよう、総合的な支援拠点として支援体制が整備されている状態を目指す。
内 容	静岡市発達障害者支援センターは、発達障がいのある児(者)に対する支援を総合的に行う静岡市の拠点として、発達障がいのある児(者)及びその家族並びに関係機関等からの相談に応じるとともに、人材の育成、関係施設との連携強化等、発達障がいに関する支援を総合的に推進する。

⑥ 発達障害者支援地域協議会の運営(障害福祉企画課)

対象年代	全世代
目 的	発達障がい(疑いを含む)のある者から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備について検討をする。
内 容	発達障がい(疑いを含む)のある方への支援体制について、年2回協議会を開催し、現状の課題について教育・福祉など各専門分野の委員が協議を行っている。 なお、2025 年度には、発達障害者支援センター「きらり」を取り巻く相談ニーズの増加や相談内容の複雑化を踏まえ、今後の相談支援体制のあり方や「きらり」の役割について検討を行った。